

生徒心得

I 学校生活

1 登下校

- (1) 時間にゆとりをもった登校を心掛ける。
- (2) 交通マナー・ルールを守る。
- (3) 原則、制服で登校する。なお、休日及び長期休業中の練習及び試合等で登校・移動する際は学校指定の体操服、又は部活動で定めた服装の着用を認める。(顧問の指示に従うこと)

2 欠席・遅刻・早退

- (1) 当日、遅刻や欠席をする場合は、午前 8 時 10 分～8 時 40 分の間に学校へ電話連絡する。
- (2) HR 教室に 8 時 50 分時点で入室していない場合は遅刻とする。
- (3) 遅刻した場合の手続き
 - ①遅刻した生徒は、生徒指導室にて入室許可の手続きをする。
 - ②HR 教室（授業が実施されている場所：以下同様）で入室許可証を教科担任に提出する。
 - ③該当授業終了後、担任に登校したことを報告する。※電車の遅延があった場合、その旨を HR 教室の教科担任に申し出た後、授業を受ける。また、該当授業終了後、担任に登校したことを報告する。

(3) 早退する際の手続き

- ①早退する場合は、担任の許可を得る。なお、体調不良で早退したい場合は、必ず保健室にて養護教諭の指示を受ける。
- ②早退する生徒は、早退願・早退許可証を作成し、早退許可証を持って帰宅する。
- ③早退した生徒は、帰宅後速やかに学校（担任）へ連絡する。

(4) 忌引き日数

ア 父母	7 日以内
イ 祖父母（兄弟姉妹）	3 日以内
ウ 叔・伯父母	1 日
エ その他同居家族	1 日

なお、日数に休日も含める。また、遠方の場合は往復に要する日数を加えることができる。

3 身だしなみ

(1) 服装

[全体共通項目]

- ア 日頃より、高校生として相応しい状態を自ら考え、身だしなみを整える。
- イ 気候や体調に応じて本校規定の制服を選択し、登校から下校までの間、制服を正しく着用する。
- ウ けが等で制服を着用できない場合は、生徒指導室にて異装願を受け取り、提出する。
- エ 制服については詰襟を A タイプ、ブレザーを B タイプとし、A タイプまたは B タイプの制服を選択して着用する。なお制服は、以下の仕様を標準とする。

[A タイプ冬服 (詰襟)]

- ア ラウンドトリム型標準学生服 (詰襟) を着用する。
- イ ボタンは本校規定のものとし、全てのボタンを留める。
- ウ 右襟に校章を付ける。2,3 年生は、左襟に科章を付ける。
- エ 学生服 (詰襟) を着用しない場合は、本校規定の夏服 (半袖シャツ・長袖シャツ) を着用する。
その際、アンダーシャツは無地白色 (ワンポイント可) とする。
- オ インナーウェアは学生服 (詰襟) からはみ出ないように着用する。

[A タイプ 夏服 (半袖シャツ・長袖シャツ)]

- ア 本校規定のシャツ (半袖・長袖) を着用する。
- イ アンダーシャツは無地白色 (ワンポイント可) とする。

[A タイプズボン]

- ア ズボンは標準マーク付きのものを着用する。
- イ ズボンには黒または茶色のベルトを着用する。

[B タイプ冬服 (ブレザー)]

- ア 本校規定のブレザー、ブラウス、ベスト、リボンを着用する。
- イ 左胸に校章を付ける。2,3 年生は校章の左横 (外側) に科章を付ける。
- ウ ベストは気候に合わせて着用する。リバーシブルのため、表裏どちらを着用してもよい。ただし、
式典時は必ず紺色を表にしてベストを着用する。
- エ カーディガンの指定はしないが、カーディガンを着用する場合は無地の黒または紺色とする。ブ
レザーのボタンを留め、ブレザーからはみ出さないように着用する。

[B タイプ夏服]

- ア 本校規定のシャツ (半袖・長袖) を着用する。
- イ 夏服のキュロットスカート・スラックスを着用の場合は、リボンを着用しない。
- ウ アンダーシャツは、無地の黒、紺、白色 (ワンポイント可) とする。

[B タイプ キュロットスカート・スラックス]

- ア 本校規定のキュロットスカートまたはスラックスを着用する。
- イ キュロットスカートの丈は膝が隠れる長さとする。

(2) 頭髮等

- ア A タイプの制服を着用する生徒は、前髪は目に届かない、横髪は耳にかからない、もみあげは耳
たぶを超えない、後ろ髪は直立して襟にかからないように調髪する。
- イ B タイプの制服を着用する生徒は、前髪は目にかからないよう、長い場合はヘアピン等で留める。
肩より長い髪は、ゴム (黒、紺、茶色) で結ぶ。
- ウ パーマ、脱色、染色、ウィッグ等変形や加工をしない。整髪料を付けない。
- エ 化粧 (カラーコンタクトを含む) や装飾品等は許可しない。

(3) 靴・靴下・カバン等

- ア 靴は運動靴または革靴で華美でないものとする。
- イ 靴下は白、黒、紺、グレーの単色を基本とし、華美でないものとする。
- ウ ストッキング及びタイツの色は、無地の黒、紺、ベージュ色とする。
- エ カバンは華美でないものとする。

(4) 防寒具

- ア 登下校時に限り上着、マフラー、ネックウォーマー、イヤーマフラー、手袋の着用を認める。
- イ 上着は極端に派手なもの（大きな刺繍やワッペンなどの装飾のあるもの）は禁止する。
- ウ 制服の下に着用する防寒具は、制服からはみ出さないように着用する。（タイツは除く）

4 持ち物

- (1) 生徒手帳(身分証明書)は常時持ち合わせる。紛失、破損した場合は、生徒指導室にて生徒手帳再交付願を受け取り、提出する。
- (2) 学校生活に必要なもの以外は持ち込まない。
- (3) 自動販売機で購入したものの容器は指定の回収箱へ入れる。
- (4) 携帯電話などの通信機器に関する指導方針
 - ア 携帯電話などの通信機器を学校に持ち込む場合は、電源をオフにした状態で鞆の中に入れておく。
 - イ 授業や部活動等で使用する場合は、教科担任や部顧問等の指示に従う。
 - ウ 校内での不正使用や鳴動が判明した場合は、段階に応じた指導、並びに特別な指導を行う。

II 交通安全

1 通学方法

- (1) 通学方法は、徒歩、自転車および電車、バス等の公共交通機関とする。
- (2) 通学方法は入学時に決定し、変更が必要な場合は生徒指導部にて手続きを行う。
- (3) 駅～学校間は、徒歩にて通学路を利用する。

2 自転車通学

- (1) 通学距離が片道 1.5km 以上か、または特別な理由のある場合に許可される。
- (2) 自転車通学届を提出し、生徒指導部による自転車点検(入学時は一斉点検)を受ける。なお、ドロップハンドル、スタンドが付いていない自転車は不可。また、バーエンドバー等の補助ハンドルの装着、スマホスタンドの装着も不可。
- (3) 自転車点検に合格した際に配付される自転車通学証（ステッカー）を自転車に貼付する。（後方から確認できる位置に貼付する）
- (4) 初回の自転車点検以降は、各自で日常的に点検をする。
- (5) 年に 2 回実施される各自点検期間に配付される「自転車点検チェックシート」を提出することで自転車通学許可の更新とする。
- (6) 自転車の傘差し運転はしない。雨天時、自転車に乗るときは必ず雨ガッパを着用する。
- (7) 防犯登録・自転車損害賠償責任保険へ加入する。
- (8) ヘルメットの着用を推奨する。

3 通学時の事故防止

- (1) 交通規則を順守して、交通違反や事故のないように十分注意する。
- (2) 交通事故に遭った場合は、速やかに学校へ申し出る。

4 オートバイ、自動車の運転禁止

- (1) 在学中のオートバイ（原付、自二）、自動車の運転免許取得および運転は禁止する。ただし、自動車については3年生の11月以後は願出により自動車学校への入校を認める。
- (2) 4 ない運動の順守
 - ・オートバイ（自動車）の免許は取らない。
 - ・オートバイ（自動車）を買わない。
 - ・オートバイ（自動車）に乗らない。
 - ・オートバイ（自動車）に乗せてもらわない。
- (3) オートバイ、自動車の運転及び運転免許の取得等が判明した場合は、特別な指導を行う。

Ⅲ その他

1 アルバイトについて

- (1) アルバイトは学業への影響、生活の乱れを考慮し、原則として禁止する。
- (2) 保護者より担任へ申し出のあった場合、家庭の事情等を踏まえ認めることがある。なお、直近の定期考査において不振科目を有する場合は認められない。
- (3) アルバイトを無届で行った場合は、特別な指導を行う。
- (4) アルバイトが認められた場合は、担任から生徒指導部へアルバイト許可書を提出する。

2 校則（生徒心得）の変更について

- (1) 学校から改定する場合
 - ①生徒指導部にて改定案を検討
 - ②生徒会執行部へ提案し、生徒会執行部は生徒議会を通じて意見集約する
 - ③集約された意見を踏まえ、生徒指導部で改定案をまとめる
 - ④運営委員会、職員会議を経て改定案を決議する。
 - ⑤改定案をPTA 役員会、学校評議員会に諮り、保護者及び地域の同意を得て、決定とする。
- (2) 生徒側から改定要望のある場合
 - ①生徒は生徒議会を通じて校則の改定を提案することができる。また、生徒会執行部校則について議論し学校側に提案することができる。
 - ②生徒会執行部は改定案を生徒指導部に提案する。
 - ③生徒指導部で議論、審議する。
 - ④生徒指導部で改定案をまとめる。
 - ⑤運営委員会、職員会議を経て改定案を決議する。
 - ⑥改定案をPTA 役員会、学校評議員会に諮り、保護者及び地域の同意を得て、決定とする。なお、同意が得られなければ改定は破棄され、その理由を生徒に周知する。

※令和6年4月1日から